

平成28年9月30日

第 9 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

## 議 事 録

日 時：平成28年9月30日（金） 午前10時00分

場 所：呉市役所 7階 755～758号室

### 付議事項

議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第41号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第43号 非農地証明申請について

### 報告事項

第1号 農地法第5条の規定による届出の受理について

### その他

(1)「平成28年度 農業経営発展支援セミナーの開催について」

(2)「平成28年度 農業委員・農地利用最適化推進委員ブロック別研修会の開催について」

### 出席委員

1番 荒谷 博司	2番 生田 政行	3番 池田 勝憲	4番 倉本 寛
5番 谷 正典	6番 前田 清文	7番 見藤 進	8番 横田 正教
9番 横段 登	10番 榎 真太郎	11番 舩田 定則	12番 佐伯 孝行
13番 出来 悦次	14番 林 武彦	15番 水場 守信	16番 北村 正次
17番 平本 真人	18番 高橋 靖之	19番 寺山 喜代登	20番 中川 義則
21番 山城 和彦	22番 長迫 秀	23番 渡辺 哲宏	24番 重森 紀生
25番 三戸 正宏	26番 灰原 松二	27番 横村 満	29番 土井 光弘
30番 椋開地 省二	31番 金原 茂之	32番 中野 勇平	33番 坂 孝好
34番 長本 憲	35番 藤原 広	37番 田中 みわ子	38番 土井 正純

### 欠席委員

28番 大道 正孝 36番 谷 恵介

事務局

平川事務局長 高屋事務局次長 大番主幹 上川課長補佐 須賀課長補佐 庭月野主任

(午前10時)

議長(倉本) : 皆さんおはようございます。出席者が過半数に達しておりますので、ただ今から平成28年第9回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、10番 榎委員、29番 土井委員を指名します。

また、本日の欠席通知は、28番 大道委員、議会公務のため 36番 谷委員 から出ております。

委員の皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれております。個人情報を保護することはとても大切なことなので、くれぐれも取り扱いにご留意ください。また、総会中は議事進行の妨げとなりますので、携帯電話は電源を切るか、音が出ないようマナーモードにしてください。よろしく願いいたします。

議長 : 事務局から配付資料の確認についてお願いします。

事務局 : 配付資料の確認をさせていただきます。当日配付資料は、資料1 平成28年度農業経営発展支援セミナーの開催について(依頼)、資料2 平成28年度農業委員・農地利用最適化推進委員ブロック別研修会の開催について、JA広島ゆたか広報第109号です。ありますでしょうか。

議長 : はい。

議長 : それでは付議事項に入ります。議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番と2番については譲受人が同一ですので、一括して事務局の説明をお願いします。

事務局 : 1番の申請地は、音戸町早瀬1丁目〇〇〇〇番、地目は畑、面積は1,036㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は体調がすぐれず耕作困難なため、譲受人の要望により使用貸借の権利を設定するもので、譲受人は申請地を借り受け新規就農するものです。

2番の申請地は、音戸町早瀬2丁目〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は165㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は高齢で耕作困難なため、譲受人の要望により所有権を移転するもので、譲受人は自宅に隣接した申請地を譲り受け新規就農するもの

です。

営農計画につきましては、柑橘及び野菜栽培を行う予定です。経営面積につきましては、1番と2番の申請地を合わせますと約12アールありますので、音戸地区の下限面積10アールを満たしております。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

舩田委員：11番 舩田です。1番の申請地の周辺は、きれいな農地になっており、その一画です。2番の申請地は、譲受人の自宅近くの農地です。別に問題はないと思います。よろしくご審議のほどお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、1番と2番は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、1番と2番は許可と決定いたします。

議 長：つぎに、議案第41号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、倉橋町字井目木川東浜〇番〇、地目は畑、面積は1,796㎡のうち775㎡の第2種農地です。転用目的は太陽光発電設備用地として利用するものです。規模等につきましては、発電容量34.8kw、太陽光パネル168枚を設置する計画です。関係法令については「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく再生可能エネルギー発電設備の認定済みです。その他の「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

水場委員：15番 水場です。写真のとおり雑木が生えていて周りに迷惑となっている。太陽光発電設備を設置すれば、周りに迷惑がかからないようになり良いのではないかと。審議のほどお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、安浦町内海南3丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は1,007㎡の第2種農地です。転用目的は太陽光発電設備として利用するものです。規模等につきましては、発電容量49.5kw、太陽光パネル240枚を設置する計画です。関係法令については「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく再生可能エネルギー発電設備の認定済みです。その他の「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

高 橋 委 員：18番 高橋です。現在申請地は除草され管理されているが、申請者は広に住んでおり今後管理できないということで太陽光発電設備を設置されるということです。水路もU字溝を設置し万全で問題はないと思います。ご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：3番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、安浦町大字原畑字才之原〇〇番〇、地目は田、面積は299㎡の第2種農地です。転用目的は倉庫及び駐車場として利用するものです。規模等につきましては、倉庫1棟及び駐車場3台分を整備する計画です。関係法令については「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

中 川 委 員：20番 中川です。写真の平屋の建物が古く、これを壊して申請地に倉庫を建て替えるというものです。また、裏に進入路、生活道路があるが、幅員が狭く路上駐車等も困難なため、駐車場を併せて整備するものです。よろしくご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：つぎに、議案第42号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、郷原町字大積山〇〇〇〇番〇〇、地目は畑、面積は2,389㎡の第2種農地です。転用目的は隣接宅地と併用し太陽光発電設備用地として利用するもので、太陽光パネル630枚、発電容量137.5kWの計画です。関係法令につきましては「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく再生可能エネルギー発電設備の認定済みです。また「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地の指定はありません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

生 田 委 員：2番 生田です。字名のとおり山林が多い地域であり、申請地は伐採、除草され管理はされている。申請地に近接する2カ所に譲受人（同一会社）の大規模な太陽光発電設備があり、今回ここを使用するということです。何ら支障はないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、倉橋町字柳〇〇〇〇番〇〇、地目は畑、面積は22㎡の第2種農地です。転用目的は庭敷用地として利用するため所有権を移転するものです。しかしながら、写真でもお分かりのように既に庭敷として利用されているため、農地法に基づく手続きが事後になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令については「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておられません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

出 来 委 員：13番 出来です。申請地の地域は、以前は山林と農地だったが、昭和54年頃造成したところで、現在家のある所は宅地、家のない所は農地として使用されている。申請の三

角地は、間口1.3m、奥行17mの約22㎡の土地で、宅地への入り口となっている。今回隣接の所有者から譲渡を受けるといふもので、調査の結果問題はないと思います。よろしくご審議お願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：3番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、川尻町久筋3丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は1,326㎡の第2種農地です。転用目的は太陽光発電設備として利用するため、賃借権を設定するものです。規模等につきましては、発電容量49.5kw、太陽光パネル288枚を設置する計画です。関係法令については「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく再生可能エネルギー発電設備の認定済みです。その他の「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、川尻町は農振農用地区域の指定はありません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

平 本 委 員：17番 平本です。申請地について水路等の問題はないと思う。申請地の奥の山は葛場で、申請地も葛が繁っていたが太陽光発電設備をするということで整地されている。また、周辺は猪も多く出るがこれにより少しは軽減できるのではないかと思う。よろしくご審議お願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：4番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、安浦町大字中畑字打田ヶ原〇〇〇〇番〇〇、地目は田、面積は39㎡の第2種農地です。転用目的は資材置場として利用するため、所有権を移転するものです。規模等につきましては、鉄骨材を置くための資材置場を整備する計画です。関係法令

については「都市計画法」による開発許可及び「宅地造成等規制法」による許可は不要であり、農振農用地区域の指定は除外済みです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

中 川 委 員：20番 中川です。写真の申請地の右上の建物が譲受人の工場で、間にある樹木の生えた土地も同人の所有する山林となっている。今回申請の田を譲り受け、工場の一画として利用するというもので、問題はないと思います。慎重な審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は許可と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は許可と決定いたします。

議 長：つぎに、議案第43号「非農地証明申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、江原町〇〇番、地目は畑、現況は山林、面積は343㎡の第2種農地です。申請の事由としましては、昭和30年頃より耕作を放棄しかい廃したとして、現認書を添付のうえ山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

見 藤 委 員：7番 見藤です。写真のとおり申請地は山林となっており、別に問題はないと思う。ご審議をお願いします。

議 長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ございませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は証明と決定いたします。

議 長：2番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：2番の申請地は、安浦町水尻1丁目〇〇〇〇番〇外1筆、地目は畑、現況は山林、面積は合計で544㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、昭和61年頃から耕作を放棄したためか廃したとして、現認書を添付のうえ山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

高橋委員：18番 高橋です。以前は畑として耕作されていたが、昭和61年頃から放置され樹木が生えており、畑に戻すのは困難である。ご審議をお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ございませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は証明と決定いたします。

議長：3番について事務局の説明をお願いします。

事務局：3番の申請地は、豊町大長字鳥越〇〇〇〇番〇外2筆、地目は畑、現況は山林、面積は合計で384㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、平成13年頃まで相続人の父が耕作していましたが、父が死亡後は耕作放棄したためかい廃したとして、現認書を添付のうえ山林として証明を受けようとするものです。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

長本委員：34番 長本です。申請地の手前にはみかん園地があるが、申請地は荒廃しておりやむを得ないとする。よろしくをお願いします。

議長：それではご審議願います。ご質疑・ご意見ございませんか。

議長：なし。

議長：ないようですので、本件は証明と決定してご異議ございませんか。

議長：異議なし。

議長：それでは、本件は証明と決定いたします。

議長：つぎに、報告事項に入ります。事務局の説明をお願いします。

事務局：議案書の7ページをご覧ください。市街化区域内の農地について、この1ヶ月間に農地転用届出に関する専決処理規程により受理したもので、農地法第5条の規定による届出が2件ございましたのでご報告いたします。

議長：つぎに、その他、本日配付の資料等について事務局の説明をお願いします。

事務局：資料1「平成28年度 農業経営発展支援セミナーの開催について（通知）」ですが、広島県農業会議から案内がありましたので、本日配布させていただいています。広島市で開催されるのは、11月9日水曜日「人材育成」、12月15日水曜日「女性活躍」の2回です。認定農業者、農業法人への情報提供をお願いします。なお、事務局で参加の取り

纏めはしませんので、参加者各自で申込をお願いします。

つぎに、資料2「平成28年度農業委員・農地利用最適化推進委員ブロック別研修会の開催について」ですが、広島県農業会議より昨日案内が届きましたので、本日配布させていただいています。広島市での開催は、南部ブロック 10月24日月曜日13時から16時となっています。この研修につきましては事務局で車を用意しますので、参加される方は10月7日金曜日までに事務局までご連絡ください。「新たな農業委員会制度」についての研修もありますので積極的な参加をお願いします。

議 長：資料の説明について、ご質疑・ご意見ございませんか。

議 長：その他、ご質疑・ご意見ございませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、次回の日程を申し上げます。

次回は、平成28年10月31日 月曜日 午前10時から  
場所は、呉市役所 7階 755～758号室です。

議 長：以上で平成28年第9回呉市農業委員会総会を閉会します。

本日のご審議、誠にありがとうございました。

(午前10時30分)